

4 感対第 315139 号
令和 4 年 10 月 1 日

香川県厚生農業協同組合連合会
滝宮総合病院
代表理事理事長 田宮 隆 様

香川県知事 池田 豊人

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関の
指定について（通知）

仲秋の候、貴院いよいよ御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より新型コロナウイルス感染症に係る保健・医療提供体制の確保に関して、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、お申し出いただいた内容に基づき、貴院を重点医療機関として指定しましたので、御連絡いたします。

つきましては、確実に新型コロナウイルス感染症患者等の受入れにつなげられるよう、貴院におけるフェーズごとの病床数、患者を受け入れることができない正当な事由等について、下記のとおり通知しますので、これらの内容をご確認の上、適切に患者の入院を受け入れてくださいますようお願いいたします。

なお、この取り決めに従って患者の受入れをしていただけない場合、病床確保料（空床確保に要する費用）に係る香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）について、不交付又は返還の対象となることがありますので御承知おきください。

追って、内容について御了承いただいたことにつき、別紙承諾書を提出願います。

記

1 各フェーズの即応病床数等

フェーズ	1	2	3	4（緊急）
即応病床数	6	6	6	1 追加

※「4（緊急）」については、フェーズ3で確保している病床に加えて、表中に記載している病床を追加で確保いただくことになります。

2 フェーズ切替えが行われてから確保病床を即応化するまでの期間

各フェーズの即応病床について、原則、フェーズ切り替えが行われてから1週間以内ですべてを即応化し、その後は、患者を受け入れることができない正当な事由がない限り、香川県又は保健所の求めに応じて入院患者を受け入れるものとする。

3 患者を受け入れることができない正当な事由について

「患者を受け入れることができない正当な事由」とは、次のとおりです。

- (1) 当該病床が、特別に配慮が必要な患者のための専用病床であり、調整された患者が、その要件に該当しないとき。
- (2) 島しょ部における患者の受入れにあたり、又は重症患者の受入れにあたり中心的な役割を果たす医療機関であって、急な体調悪化等に備えるための病床を確保しておく必要があるとき。
- (3) 貴院においてクラスター、システム障害等受入れの支障となる事案が発生し、一時的に患者を受け入れることができないとき。
- (4) その他正当な理由として知事が認めたもの。

4 その他

- (1) 入院の受入れに関する情報が把握出来るよう、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に必要な情報を確実に入力ください。
- (2) 病床確保を行っている医療機関は、医療機関名及びその所在地、確保病床数、即応病床数、入院患者数等が公表されます。